

令和4年度川口市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度川口市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	297,600 戸
(2) 年間総給水量	64,877,000 m ³
(3) 一日平均給水量	177,745 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 配水管整備事業	5,127,381 千円
イ 施設整備事業	943,206 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	14,745,852 千円
第1項 営業収益	14,443,627 千円
第2項 営業外収益	302,224 千円
第3項 特別利益	1 千円
支 出	
第1款 事業費	12,666,831 千円
第1項 営業費用	12,112,968 千円
第2項 営業外費用	515,124 千円
第3項 特別損失	8,739 千円
第4項 予備費	30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5,913,492 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 505,805 千円、減債積立金 1,750,000 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,038,016 千円、当年度分損益勘定留保資金 2,619,671 千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第 1 款	資 本 的 収 入	1,923,677 千円
第 1 項	企 業 債	1,750,000 千円
第 2 項	受 託 工 事 収 入	94,697 千円
第 3 項	負 担 金	76,797 千円
第 4 項	補 助 金	2,183 千円
支 出		
第 1 款	資 本 的 支 出	7,837,169 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	6,080,789 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	1,756,380 千円

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的支出	1 建設改良費	浄配水場配水池耐震補強事業 (神根浄水場)	229,801 千円	令和 4 年度	98,252 千円
				令和 5 年度	131,549 千円
		浄配水場変圧器盤等更新事業 (横曽根浄水場)	358,523 千円	令和 4 年度	100,000 千円
				令和 5 年度	258,523 千円
		浄配水場電気設備更新事業 (神根浄水場)	1,192,212 千円	令和 4 年度	100,000 千円
				令和 5 年度	630,047 千円
			令和 6 年度	462,165 千円	

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管 整備事業	1,750,000 千円	普通貸借 又は 証券発行	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機関資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定する事項による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 受託工事費	136,787 千円
(2) 収益的支出の職員給与費	706,157 千円
(3) 資本的支出の職員給与費	179,931 千円
(4) 交際費	300 千円

(他会計からの補助金)

第 9 条 水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、35,779千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 1 0 条 たな卸資産の購入限度額は、1 2 3, 4 2 3 千円と定める。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

川口市長 **奥ノ木信夫**